(別添)

飼料として使用する籾米への農薬の使用について(平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知)

新旧対照表

改正後

2 1 消 安 第 6 5 8 号 2 1 生 畜 第 2 2 3 号 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日 消費·安全局 農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局 農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長

改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第 490号 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号 最終改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号

飼料として使用する籾米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、 <u>物すりをせずに籾米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、籾は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、籾米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</u>

このため、農林水産省では、籾米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる籾米の有害物質の管理の対象となる基準値(以下「籾米の基準値」という。)を順次定めているところです。

現 行

2 1 消 安 第 6 5 8 号 2 1 生 畜 第 2 2 3 号 平 成 2 1 年 4 月 2 0 日 消費·安全局 農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局 農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長

改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第 490号 最終改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号

飼料として使用する籾米への農薬の使用について

飼料用米については、食料自給力・自給率向上に向け、その生産及び利用の拡大に向けた取組を推進していくこととしているが、その推進に当たっては、飼料用米を給与した家畜由来の畜産物の安全確保が図られるよう飼料用米の栽培及び家畜の飼養管理を進める必要がある。

稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用され る稲に対しても使用できるが、籾は散布された農薬が直接付 着する部位であることから、一般的には、玄米と比較すると 農薬の残留濃度が高いことが知られている。

現場段階では、鶏を中心として籾米のまま、もしくは籾殻を含めて飼料利用する取組が始まっているものの、籾米を飼料として利用することについては、これまでの取組事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていない。このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する

一方、下記の3に掲げる農薬の成分(籾米の基準値が定められている又は籾米に残留しない農薬の成分)以外については、籾米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において<u>作成している</u>「多収<u>品種の</u>栽培マニュアル」においても当該対策について記載<u>しています</u>ので、御留意の上、指導等に御活用ください。

<u>また、本通知については、今後、籾米の基準値が新たに定</u>められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

- 1 飼料用米について、出穂以降(ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。)に農薬の散布を行う場合には、家畜へは籾<u>すり</u>をして玄米で<u>給</u>与すること。
- 2 籾米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
- 3 <u>ただし</u>、以下の農薬<u>の</u>成分については、上記 1 及び 2 の 低減対策を要しない。

| ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキソリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジフテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、フルオフェン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセスフェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、ペノキスラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド、メ

<u>法律においても、籾米の農薬残留基準を設定することができ</u>ない状況にある。

このような状況下において、今般、飼料用米の安全の確保 に万全を期すとの観点から、下記の対策により農薬残留の低 減措置を図ることとしたので、貴局管内の各県及び関係機関 に貴職から通知願うとともに、農家等関係者に対し周知、指 導の徹底をお願いする。

また、この度農林水産省において作成した「多収米栽培マニュアル」においても当該対策について記載しているので、 御了知の上、指導等に活用されたい。

なお、当該対策については、今後農林水産省において、関係者と連携し籾米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、基準の設定等を行うことにより、適宜、 見直すこととしているので申し添える。

記

- 1. 飼料用米について、出穂期以降(ほ場において出穂した 個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。)に 農薬の散布を行う場合には、家畜へは籾<u>摺り</u>をして玄米で <u>給餌</u>すること。
- 3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。

ACN (キノクラミン)、BPMC (フェノブカルブ)、PAP (フェントエート)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキソリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイト・フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン (マラチオン)、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

トミノストロビン及びメプロニル なお、上記の農薬の成分を含む <u>農薬の種類は</u> 別紙のとおりです。ただし、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第	なお、 <u>これら</u> の農薬成分を含む <u>剤は</u> 別紙のとおり <u>であるの</u>
1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りでありません。	<u>で参照されたい</u> 。
別 紙	別 紙 ○ 殺虫剤 B P M C 乳剤 B P M C N P A P 粉剤 P A P N P A P 粉剤 P A P N P N

ブプロフェジン粉剤 ブプロフェジン粒剤 ブプロフェジン・BPMC粉剤 マラソン乳剤 マラソン粉剤 マラソン・BPMC乳剤 マラソン・BPMC粉剤 メトキシフェノジド水和剤 メトキシフェノジド粉剤 ○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤 アゾキシストロビン粉剤 アゾキシストロビン粉粒剤 イソチアニル粒剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粉粒剤 イソプロチオラン粒剤 イソプロチオラン・ピロキロン粒剤 イソプロチオラン・フルトラニル粒剤 オキソリニック酸水和剤 オキソリニック酸粉剤 オリサストロビン粒剤 シメコナゾール粒剤 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤 チオファネートメチル水和剤 チオファネートメチル粉剤 ヒドロキシイソキサゾール液剤 (削る。) フェリムゾン水和剤 (削る。) フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 フラメトピル・メトミノストロビン粒剤 フルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤 フルトラニル粒剤

ブプロフェジン粉剤 ブプロフェジン粒剤 ブプロフェジン・BPMC粉剤 マラソン乳剤 マラソン粉剤 マラソン・BPMC乳剤 マラソン・BPMC粉剤 メトキシフェノジド水和剤 メトキシフェノジド粉剤 ○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤 アゾキシストロビン粉剤 アゾキシストロビン粉粒剤 イソチアニル粒剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粉粒剤 イソプロチオラン粒剤 (新設) イソプロチオラン・フルトラニル粒剤 オキソリニック酸水和剤 オキソリニック酸粉剤 オリサストロビン粒剤 シメコナゾール粒剤 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤 チオファネートメチル水和剤 チオファネートメチル粉剤 ヒドロキシイソキサゾール液剤 ピロキロン・フラメトピル粒剤 フェリムゾン水和剤 フラメトピル粉剤 フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 フラメトピル・メトミノストロビン粒剤 フルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤

フルトラニル粒剤

(削る。) プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 メトミノストロビン剤 メトミノストロビン粒剤 メプロニル水和剤 メプロニル粉剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・オリサストロビン粒剤 エチプロール・メトミノストロビン粒剤 エチプロール・メトミノストロビン剤 クロチアニジン・フラメトピル粒剤 ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤 ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤 ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤 ジノテフラン・フラメトピル粒剤 ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤 チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤 ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤 ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤 ブプロフェジン・フルトラニル水和剤 ブプロフェジン・フルトラニル 粒剤

○除草剤

ACN剤

ACN粒剂

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 フルセトスルフロン水和剤 フルセトスルフロン粒剤 ペノキススラム水和剤

フルトラニル油剤 プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 メトミノストロビン剤 メトミノストロビン粒剤 メプロニル水和剤 メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤 エチプロール・オリサストロビン粒剤 エチプロール・メトミノストロビン粒剤 (新設) クロチアニジン・フラメトピル粒剤 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤

ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤

ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤

ブプロフェジン・フルトラニル水和剤 ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤

ACN粒剂

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤 シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 フルセトスルフロン水和剤 フルセトスルフロン粒剤 ペノキススラム水和剤

以上

以上